

令和7年5月8日

各位

公益社団法人北海道観光機構
代表理事 中村 智
(公印省略)

「令和7年度プラットフォーム構築に向けたAT受入体制整備事業」の
委託に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記の通り募集いたします。

敬具

記

1. 委託事業名
令和7年度プラットフォーム構築に向けたAT受入体制整備事業
2. 事業目的
海外からの北海道のアドベンチャートラベル(AT)に対する注目度が高まる中、ATツアー実施・運営に携わる関係者間の連携を促進し、AT旅行者の受入体制強化に繋げるための地域連携の強化が必要である。
また、当機構では2024年6月に発表したグランドデザインにて「地域のDMOの支援、企業や地域、異なる業種をつなぐことで新しい取組を生み出すなど、地域に寄り添い、つなぎ、観光の力で地域課題の解決を支援できる組織となる。」という目標を掲げている。
このことを踏まえ、本事業では、地域が旅マエ・旅ナカにおいてATツアーが造成・販売できる体制づくりを支援するとともに、AT関連事業者(ATガイド、ツアーオペレーター、DMO等)をつなぐ全道的なAT旅行者受入プラットフォームの構築に向け、各種事業を実施する。
3. 応募方法
募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。
4. 主な業務委託内容
(1) AT商品造成・販売に向けたセミナー・ワークショップの企画開催
(2) ATツアーの現地踏査型研修の実施
(3) ATに関する全道的なプラットフォーム形成に向けた交流イベントの企画開催
(4) 着地型商品販売体制の構築に向けた試行地域の選定及び実施
(5) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施
5. 今後のスケジュール(予定)

5月8日(木)	公示・観光機構WEBサイト掲載
5月22日(木)	企画提案参加表明締切
6月5日(木)	企画提案書の提出期限
6月中下旬	企画提案の審査(ヒアリング審査)、委託事業者決定、契約締結
6月中下旬	業務開始
6. 問合せ先
札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
(公社)北海道観光機構 プロモーション部 TEL 011-231-0941
担当: 角 t_sumi@visithkd.or.jp 大川 y_okawa@visithkd.or.jp

以上

「令和7年度 プラットフォーム構築に向けたAT受入体制整備事業」
に係る企画提案募集要領（指示書）

1. 事業目的

海外からの北海道のアドベンチャートラベル（AT）に対する注目度が高まる中、ATツアー実施・運営に携わる関係者間の連携を促進し、AT旅行者の受入体制強化に繋げるための地域連携の強化が必要である。

また、当機構では2024年6月に発表したグランドデザインにて「地域のDMOの支援、企業や地域、異なる業種をつなぐことで新しい取組を生み出すなど、地域に寄り添い、つなぎ、観光の力で地域課題の解決を支援できる組織となる。」という目標を掲げている。

このことを踏まえ、本事業では、地域が旅マエ・旅ナカにおいてATツアーが造成・販売できる体制づくりを支援するとともに、AT関連事業者（ATガイド、ツアーオペレーター、DMO等）をつなぐ全道的なAT旅行者受入プラットフォームの構築に向け、各種事業を実施する。

2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

15,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

- (1) 委託期間

契約締結の日～令和8年2月27日（金）

(2) 業務スケジュール(予定)

5月8日（木） 公示・観光機構WEBサイト掲載
5月22日（木） 企画提案参加表明締切
6月5日（木） 企画提案書の提出期限
6月中下旬 企画提案の審査（ヒアリング審査）、委託事業者決定、契約締結
6月中下旬 業務開始

※日程は変更となる場合があるため、その都度確認すること。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) AT商品造成・販売に向けたセミナー・ワークショップの企画開催

① 開催日程について

令和7年6月下旬～12月12日（金）の間に開催すること。

ガイド事業者の繁忙期を回避し、かつ可能な限り早い日程で開催することが望ましい。

② 開催エリアについて

札幌市内1カ所を含む全道6カ所で開催することとし、開催市町村を提案すること。

なお、開催地域は6圏域（道央、道南、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室）を想定しているが、これらに限定しない。

③ プログラムについて

以下のプログラムを含めて、カリキュラム日程を含む全体構成を提案すること。内容については、開催地域におけるATの課題等を踏まえ、講師の人選を含め具体的に提案すること。

なお、「7.(2) ATツアーの実地踏査型研修」と組み合わせて実施することも可とする。一例として以下のプログラムが挙げられるが、これらに限定しない。

例) 実地踏査研修と組み合わせた場合のカリキュラム案

開始時間	プログラム	備考
1日目 PM	集合・ATツアー開始	
夜	意見交換会	ツアーのガイド、アドバイザー、参加者による意見交換
2日目	ATツアー	
夜	意見交換会	ツアーのガイド、アドバイザー、参加者による意見交換
3日目 AM	ATツアー	
13:00	セミナー	ATの専門家による講演
14:00	ワークショップ	実地踏査したツアーを改善するワークショップ
16:00	解散	

ア ATツアー造成・販売・磨き上げの自走化に向けたワークショップ

地域における商品造成・販売・磨き上げのサイクル確立をめざすための有効なワークショップについて、ファシリテーターの招聘の有無、方法、内容等を含め、具体的に提案すること。

なお、フィールドワーク等の実施も可とする。

イ ATの専門家による講演

北海道認定ガイドやコーディネーター等、ATに知見のある講師による講演を実施すること。

④ 参加者について

北海道アウトドアガイド・北海道アドベンチャートラベルガイド等のガイド、ツアーオペレーター、DMOや市町村、観光協会、飲食・宿泊事業者等各地域のAT関連団体・事業者を対象とし、各会場とも必ずガイド及びツアーオペレーターの参加を含むようにするための有効な提案を行うこと。

⑤ アンケートについて

今後のAT受入体制プラットフォームの構築に向けた参加者アンケートを実施すること。なお、アンケートの仕様については後日指示する。

(2) AT ツアーの実地踏査型研修の実施

① 開催日程について

令和7年6月下旬～12月12日（金）の間に開催すること。(1)のセミナー・ワークショップと組み合わせた催行も可とする。

なお、ガイド事業者の繁忙期を回避することが望ましい。

② 開催エリアについて

道内2地域以上で実施することとし、実施地域及び泊数を提案すること。

なお、実施地域は道北、道東及び道央のうち2地域以上、泊数は2泊3日を想定しているが、これらに限定しない。

③ 催行について

催行コースは、「令和6年度地域間プラットフォーム構築に向けたAT受入体制整備事業」におけるワークショップにて参加者が作成したコースをもとに、催行に当たって必要な調整（日程の短縮等）を行うこと。

参加表明事業者には、観光機構より「令和6年度地域間プラットフォーム構築に向けたAT受入体制整備事業」報告書の関係部分を参考送付する。

ツアー内容の調整に当たっては、アドベンチャートラベル・トレッドアソシエーション（ATTA）が提唱する要件を取り入れたものとする。

催行に当たっては、スルーガイド及びATに知見のあるアドバイザーを招聘し、ツアー内で参加者と招聘者による意見交換会を開催すること。

④ 参加者及び定員について

北海道アウトドアガイド・北海道アドベンチャートラベルガイド等のガイド、ツアーオペレーター、DMOや市町村、観光協会、飲食・宿泊事業者等各地域のAT関連団体・事業者を対象とする。定員を超える申込みがあった場合は、観光機構と協議の上参加者を決定すること。

定員については、標準的なATツアーで考えられる催行人数とすること。

⑤ 意見交換会について

ツアー中に、スルーガイド、アクティビティガイド、アドバイザーと参加者による意見交換会を実施すること。

⑥ アンケートについて

参加者に対し、今後のAT受入体制プラットフォーム構築に向けたアンケートを実施すること。なお、アンケートの仕様については後日指示する。

(3) 全道的なAT顧客受入体制プラットフォーム構築に向けた交流イベントの開催

(1)及び(2)のプログラムを実施後、事業全体の地域へのフィードバックや、道内他地域の AT に携わる観光関連事業者等の交流を目的としたイベント（1回）を開催すること。

(1)及び(2)を実施した6地域のガイドやツアーオペレーター、コーディネーター等の参加など、地域のキーパーソン相互を含む、参加者同士の交流が可能となるよう、講師やパネリストの招聘有無や人選も含め提案すること。

開催形式は実地開催を基本とし、今後の全道的な AT 受入体制プラットフォーム構築に向けたアンケートを実施すること。なお、アンケートの仕様については後日指示する。

(4) 着地型商品販売体制の構築に向けた試行地域の選定及び実施

旅行中（旅ナカ）のアクティビティ商品予約・販売・催行にワンストップで対応できる着地型旅行商品販売体制構築に向け、試行地域を2地域提案の上、旅ナカでの旅行者の間合せにワンストップで対応できる予約・催行モデルを試行すること。試行地域については道央及び十勝地域を想定しているが、これらに限定しない。

ワンストップ予約・催行体制については、オンラインプラットフォーム(ウェブサイト、OTA等)の活用を可とするが、窓口の設置やパンフレットの作成等、旅行者に訴求するための有効な提案を含むこと。

着地型商品の販売に当たっては、2地域計12商品以上のアクティビティ商品を取扱うこととし、試行期間中の販売数を取りまとめること。

アクティビティ商品購入者へのアンケートを実施すること。なお、アンケートの仕様については後日指示する。

(5) 報告書の作成

以下の内容を含む実施報告書を作成すること。

- ① (1)～(3)の事業を通じて、AT 推進に向けた各地域の課題を抽出し、AT 商品の造成・催行・販売の自走化に向けたビジョンを作成するとともに、全道的な AT 顧客受入体制の醸成・構築に向けた課題やビジョンについて考察すること。
- ② (4)の事業を通じ、着地型商品販売体制の構築に向けた試行の成果と課題、今後のビジョンについて考察すること。
- ③ (1)～(4)の事業にて実施したアンケートを取りまとめること。

【(1)～(4)共通の注意事項】

- ・ プラットフォーム構築に向けた事業かつ、地域と連携した事業とすること。
- ・ 事業実施内容は観光機構と協議の上で決定すること。

(6) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力(プレスリリースによる無料パブリシティ等)を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

(7) その他自由提案

(1)～(4)の事業をより効果的に実施するための施策や、その他効果的と思われる企画を委託上限額の範囲内で提案することも可とする。

(8) 事業報告と権利関係の整理

- ① 事業完了報告書について
A 4版日本語で作成し、ハードコピーを2部提出すること。

- ② 権利関係の整理について
作成した記事やアンケート結果等については、観光機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理すること。
- ③ 電子データの提出
上記①～③の内容を格納した USB メモリ等を 2 本提出すること。
- ④ 事業実績報告書
報告書は、イベント写真や個人情報等を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の 2 種類を作成すること。全体報告書は印刷物 3 部及びデータ、公開用報告書は印刷物 1 部及びデータを提出すること。また事業にて制作、撮影したものは成果品として提出すること。

8. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行うこと。

- (1) 提出期限 令和 7 年 5 月 22 日 (木) 16 : 00
- (2) 提出方法 Eメール (書式は任意)
- (3) 提出場所 プロモーション部 角 t_sumi@visithkd.or.jp
大川 y_okawa@visithkd.or.jp
(宛先には上記 2 名の E メールアドレスを入力下さい)

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

上記「7. 業務委託内容 (企画提案事項)」に係る企画提案事項を記載すること。
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

② 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする (A 4 用紙 1 枚程度)。

③ 実施スケジュール (企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する) 執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

④ 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。
ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

⑤ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

⑥ コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること (定型書式は別添のとおり)

⑦ 見積書 (参考見積り)

- 押印不要 (企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する)
- 各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること
- 協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲 (責任分界点)、再委託金額を明記すること
- 観光機構職員の旅費は積算に含まないこと
- 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること

(2) 規格及び部数

A4 判 5 部 (社名あり 1 部、社名なし 4 部)

(3) 提出方法

提出場所に持参または郵送 (提出期限必着) すること。FAX、メールでの提出は不可。

(4) 提出期限

令和 7 年 6 月 5 日 (木) 16:00 (厳守)

(5) 提出場所

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
(公社) 北海道観光機構 プロモーション部
角又は大川 TEL 011-231-0941

10. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する

- (1) 業務遂行能力
- (2) 一連の業務を行うにあたってノウハウを備えた実施体制が確保され、業務を遂行する能力があると判断できるか。
- (3) 企画提案の目的適合性
市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (4) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (5) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。
※北海道観光機構は、「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので提案に含めないよう留意下さい。

【例】AT 商品造成・販売に向けたセミナー・ワークショップや交流イベントにおいて、赤れんが庁舎への誘客をPRするキャッチフレーズ、デザイン、装飾など

11. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (10) ヒアリング会場に入ることが出来るのは3名までとし、オンライン形式での参加者がいる場合には、最大で4名までとする。（オンライン形式のみでの参加は不可とする）
- (11) 企画提案の採否については文書で通知する。

12. 著作権等の取扱

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等
ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

14. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光機構 TEL 011-231-0941
プロモーション部 角 t_sumi@visithkd.or.jp
大川 y_okawa@visithkd.or.jp

以上

委託契約に関する留意事項

契約書の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなることもあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

再委託について

再委託は禁止です。
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和7年度プラットフォーム構築に向けたAT受入体制整備事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和7年度プラットフォーム構築に向けたAT受入体制整備事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は _____ とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

公益社団法人北海道観光機構
代表理事 中村 智 様

〔申請者〕
住所

氏名 印

再委託（変更）承認申出書

令和 年 月 日付けで契約した業務委託契約に関して、受託した業務の一部を下記のとおり委託（二次委託以降を含み、以下総称して「再委託」といい、委託先を総称して「再委託先」という。）したく承認願います。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機構に対する一切の行為について、最終責任は当社が負うことといたします。

また、貴機構による再委託先に対する直接の实地監査等の実施要請があった場合には、再委託先にもその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。

なお、申出内容に変更が生じた場合は、速やかに申出いたします。

記

1. 契約名称
2. 再委託する業務の内容・範囲（別紙によることも可）
 - (1)
 - (2)
 - (3)
3. 再委託先
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
4. 委託期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日
5. 再委託する理由・必要性
6. 再委託する業務の契約予定金額
_____円（消費税込み）
7. 再委託に関する再委託先との契約の有無（該当するものに○を付してください。）
有 ・ 無 （※「無」の場合は、その理由）

※ 委託先が複数になる場合は、上記項目を網羅した別紙により申し出ることも可能です。